# 基本指針の主な記載事項 (計画作成指針関係)

平成 25 年 4 月 26 日

- 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項(略)
  - →資料6—2参照
- 第二 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
  - 一 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援 事業の実施に関する基本的考え方

- ○子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施。
- ○市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体
  - ・地域住民の子ども・子育て支援の利用状況+利用希望を把握
    - → 「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成
    - → 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施
- 〇都道府県は広域性と専門性を有する立場から、実施主体たる市町村を支援
  - ・市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」 を作成
    - → 幼児期の学校教育・保育を計画的に実施
    - → この他、市町村域を超えた広域調整、保育士等の人材確保·質の向上に係る方策、保護 を要する子どもに関する専門知識を要する施策等を実施。
- 〇国は、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、必要な支援を実施。

## 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・共同

[以下の事項について記載することを想定]

- 〇市町村内、都道府県内における新制度に係る事務の一元的実施体制の整備、関係部局間の連携
- ○国と地方自治体の連携
- 〇市町村相互間、市町村と都道府県の連携
- 〇市町村と事業者、事業者間の連携
- 〇保幼小連携、O~2歳に係る取組と3~5歳に係る取組の連携

## 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)

# 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- 〇すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の 意義を踏まえて事業計画を作成。
- 〇市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況 +利用希望を踏まえて計画を作成。
- 〇計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごと(例えば四半期ごと)に市町村と都道府県の協議・調整。

- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項(必須記 載事項)
- 1 教育・保育提供区域の設定

[以下の事項について記載することを想定]

- 〇市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や 子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。
  - ※小学校区、中学校区、行政区などを想定。
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)

- 〇市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の 見込み(必要利用定員総数)」を定める。
  - ・当該市町村に居住する子どもの幼児期の学校教育・保育の「現在の利用状況」に 「利用希望」を踏まえて設定。
  - ・当該市町村に居住する子どもについて、現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、 認可外保育施設等の利用状況に、利用希望を踏まえて設定。
  - ・認定の区分ごとに設定することが基本。

- -3-5歳、教育のみ(1号)
- -3-5歳、保育の必要性あり(2号)
- -0-2歳、保育の必要性あり(3号)
- ※事業所内保育については、当該企業の労働者に係る定員を除いたものを計画に定める。 (子ども・子育て支援法第61条第2項第1号)
- ○量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その 積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

〈論点1〉幼児期の学校教育・保育について、量の見込みの立て方をどうするか。

- 〈1-1〉○-2歳の子どもの保育利用率について、国が数値目標を設定することとするか。☆ 都市部の待機児童に対応した基盤整備を促すため、待機児童の中心である○-2歳の子どもの保育利用率について、市町村の事業計画に定めるべき数値目標を国が設定するかどうか。
- (案1)市町村が適切な基盤整備を行うために必要であることから、O-2歳の子どもの保育利用率について、国が一律に数値目標を設定する。
  - 【考え方】待機児童の大半を占めるO-2歳の保育基盤整備について、全国統一の国の考え方 を明示。
    - →保育利用率は地域差が顕著であり、国による一律の設定になじむかどうか。

#### 【参考】

<政令市(20市)における0-2歳児の保育所利用率>

※平成24年4月1日の認可保育所入所人員数を基として、一定の仮定を置いて計算したもの。

(0~2歳児の認可保育所入所人員 / 0~2歳児人口 )

利用率	
-15%	1 (さいたま市)
15%-20%	4 (千葉市、横浜市、川崎市、浜松市)
20%-25%	6 (札幌市、仙台市、相模原市、静岡市、名古屋市、神戸市)
25%-30%	6 (大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市)
30%-35%	1 (熊本市)
35%-40%	2 (新潟市、京都市)

(案2)市町村が適切な基盤整備を行うために必要であることから、O-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が市町村の事業計画で設定する。

【考え方】O-2歳の保育基盤整備を進めるため、各市町村の計画についてO-2歳の子どもの保育利用率の設定を必須とした上で、地域差を考慮して、国として一律の設定は行わない。

- 〈1-2〉利用希望の把握方法をどうするか。
  - ☆ 適切な量の見込みを設定するため、どのような方法で利用希望を把握するべきか。
    - →資料6—4

- 〈論点2〉幼児期の学校教育・保育について、量の見込み(必要利用定員総数)をどのような単位で設定するか。
- ☆ 量の見込みは認定区分ごと(3-5歳、教育のみ(1号)、3-5歳、保育の必要性あり(2号)、0-2歳、保育の必要性あり(3号))に設定することが基本であるが、さらに細かい区分で設定することを求めるかどうか。
- 〈2-1〉年齢区分の取扱いをどうするか。
- (案1)一歳刻みで設定する。

【考え方】認定区分に加えて年齢ごとの詳細な計画を作成。

- →年齢ごとの詳細な推計を将来にわたり行うことが可能か。
- (案2)3歳未満児と3歳以上児の区別のみとする。(=認定区分ごと)

【考え方】法律上必要な認定区分ごとに設定。

- 〈2-2〉保育の必要性の区分の取扱いをどうするか。
- (案1)保育の必要性の区分に応じて「長時間」と「短時間」を分けて設定する。

【考え方】認定区分に加えて保育の必要性の区分に応じた詳細な計画を作成。

- →保育必要時間ごとの詳細な推計を将来にわたり行うことが可能か。
- (案2)「長時間」と「短時間」を分けない。(=認定区分ごと)

【考え方】法律上必要な認定区分ごとに設定。

# 2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

[以下の事項について記載することを想定]

- 〇市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設 (※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。
  - ・ 教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。

(イメージ)

			1年目			2年目			3年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の.	見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
 ② 確保	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	
 の 内容	地域型保育事業(※2)			20人			30人			50人	
2-1		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	

- 「当該市町村に居住する子ども」の利用に関して設定。
  - →他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業や確認を受けない幼稚園(※3)により確保 する場合には、これらについても記載(需給調整の際に考慮を行うことも可能→P17 参照)。
    - \*他市町村の教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)を記載する場合は、計画作成時に市町村間で調整。(必要に応じ都道府県による広域調整)

- ※1 認定こども園、幼稚園、保育所
- ※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- ※3 市町村の確認を受けない幼稚園は、施設型給付の対象とならない。私学助成等により財政支援。
- 〇市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な 教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。
- ※市町村計画には、あわせて特別な支援が必要な子どもの受入体制についても記載を検討。
  - →この前提として、市町村は特別な支援が必要な子どもが利用可能な教育・保育施設及び地域型保育事業所を あらかじめ把握、計画作成段階で調整。

#### 〈論点3〉需給ギャップの解消年次をどうするか。

☆ 市町村計画においては、計画期間(5年間)について、「量の見込み」に対応するように 「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。 待機児童の多い市町村についてもこの考え方が基本となるが、需給ギャップの解消年次に ついては、資料7を参照。

- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 3-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)

- 〇市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の 見込み」を定める。
  - ・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業(※)の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。
    - ※放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点 事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業など
- ○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。
  - →「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により 利用希望を把握することが必要。

#### ○地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

- →〈論点1-2〉(利用希望の把握方法をどうするか)を参照
  - ・病児保育事業等については、施設数が少ない地域もあるため、利用希望ベースではなく圏域ごとの整備とすることも考えられるのではないか。(複数市町村による共同設置など、必要に応じて 都道府県による広域調整も考えられる。)

# 3-2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容 及びその実施時期

[以下の事項について記載することを想定]

〇市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業の確保の内容 及び実施時期(確保方策))を設定。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10 か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
2-1	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20 か所)	800人(20 か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16 か所)	700人(18 か所)	800人(20か所)
2-1	▲200人(4 か所)	▲100人(2 か所)	0

※事業ごとに記載。

○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に 努める。 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関 する体制の確保の内容

[以下の事項について記載することを想定]

- 〇(幼保連携型)認定こども園の設置数、設置時期その他(幼保連携型)認定こども園の普及に係る考え方((幼保連携型)認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 〇保幼小連携、O~2歳に係る取組と3~5歳に係る取組の連携
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

[以下の事項について記載することを想定]

〇市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業 を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育 事業を整備。

〈論点4〉1歳到達時から施設・事業を利用できる環境づくりについてどう考えるか。

- ☆ 待機児童の多い都市部などで、保育所等への入所時期を考慮して育児休業を途中で切り上げるなど、取得が十分に行えていない状況にある。育児休業を満1歳まで取得できるような環境づくりが必要ではないか。
- (案)O歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時(1歳到達時)からの利用を希望する保護者が1歳から利用できるような環境を整えることが重要である旨を基本指針に記載する。

# 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う 施策との連携

- 〇児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実に 係る市町村の実情に応じた施策及び必要な都道府県との連携
  - ※社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における議論を踏まえて記載。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

[以下の事項について記載することを想定]

〇仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに係る取組に関する各市町村の実情に応じた 施策

## 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

1 区域の設定

[以下の事項について記載することを想定]

〇都道府県は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供 区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定。

#### 論点と検討の視点

〈論点5〉都道府県計画の区域をどのように設定するか。

☆ 都道府県が設定する区域は、認定こども園や保育所の認可・認定の際の需給調整の判断基準。

施設・事業に共通する区域設定が基本となるが、広域利用が一般的な幼稚園や市町村単位の利用が基本の保育について、認定区分ごとの区域設定も認めることとしてはどうか。

(案)地域の実情に応じて設定し、認定区分ごとに区域を設定することも可。
(イメージ1)共通の区域設定
3-5歳、教育のみ(1号)
0-2歳、保育の必要性あり(2号)
(イメージ2)認定区分ごとに区域設定
3-5歳、教育のみ(1号)
3-5歳、教育のみ(1号)
3-5歳、保育の必要性あり(2号)
(例)区域①:〇〇市区域②:△△市+◎◎町 ・・・・

- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 2-1 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)

- 〇都道府県は、区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用 定員総数)」を定める。
  - ・市町村計画の数値を集計したものを基本として、都道府県が設定する区域ごとの広域調整を 勘案。
  - ※市町村計画の作成段階での都道府県への法定協議あり。
- ○量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算 根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

- 2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (1)実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

[以下の事項について記載することを想定]

- 〇都道府県は、区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。
  - ※市町村計画の作成段階での都道府県への法定協議あり。
    - →区域内において需給ギャップがある場合などは、協議時に所要の調整。
- 〇都道府県は、計画期間の最終年度までに、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、 必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。
- (2)都道府県の認可・認定に係る需給調整の考え方

- ○都道府県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、 認可・認定するものとする。
- 〇ただし、以下に該当する場合には、需給調整。(認定こども園法第17条第6項、児童福祉法 第34条の15第5項、第35条35条第8項)
- ・ 認定区分(3-5歳、教育のみ(1号)、3-5歳、保育の必要性あり(2号)、0-2歳、保育の必要性あり(3号)) ごとに都道府県が設定する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県計画で 定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると

#### 認めるときその他の省令で定めるとき

- -需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数(※)) →原則認可
- -需要(量の見込み) < 供給(利用定員の総数(※)) →需給調整
  - (※)確認を受けない幼稚園の定員を含む。

#### →主な論点

〈論点6-1〉計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合の需給調整 について

〈論点6-2〉認定こども園に移行する場合の需給調整について

- ①幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとするケース
- ②幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行しようとするケース
- ③保育所が幼保連携型認定こども園に移行しようとするケース
- 4、保育所が保育所型認定こども園に移行しようとするケース

〈論点6〉需給調整をどう取り扱うか。

- 〇子ども・子育て支援新制度では、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動 的に対応できるよう、
  - ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ②その上で、欠格事由に該当する場合や<u>供給過剰による需給調整が必要な場合</u>を除き、認可する ものとする。
- →需給調整に係る透明性の確保、計画的な施設整備の必要性、認定こども園の普及等の観点から、需給調整の取扱いについて検討が必要。
  - ※需給調整の発動に当たり、人数単位の運用とするかどうか要検討。
- 〈6-1〉計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合の需給調整をどう取り扱うか。☆「計画的な施設整備の必要性」と「需要への機動的な対応の必要性」の双方の観点から、需給調整の取扱いについて検討が必要。
  - →次回検討

#### 検討の視点

- 〈6-2〉認定こども園に移行する場合の需給調整をどう取り扱うか。
- ☆「法律の趣旨を踏まえた需給調整の要請」と「認定こども園の普及」の双方の観点から、需給調整 の取扱いについて検討が必要。
  - →次回検討

- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - →二 4を参照。
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援 事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- 〇幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、質の向上の ために講ずる研修等の措置
- ○国が講じる保育教諭の促進(幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進) に係る方策、潜在保育士の活用方策等

〈論点7〉保育士等の具体的な必要見込み数を記載することとするか。

【考え方】保育士等の確保のために講ずる措置を記載するに当たって、具体的にどの程度の人数の保育士等が必要となるのか、その見込み数についても計画に記載する必要があるのではないか。 (参考)介護保険制度では、基本指針においてこれらを計画に記載することとされている。

(案)保育士等の具体的な必要見込み人数とその確保方策についても記載することとする。

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に 関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

- 〇児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、 障害児施策の充実に係る都道府県の実情に応じた施策及び必要な市町村との連携
  - ※社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における議論を踏まえて記載。

## 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

## 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

[以下の事項について記載することを想定]

- 〇都道府県は、市町村計画の協議を受け、調整を行うことにより、広域調整を実施。
- 〇都道府県は、市町村が教育・保育施設の確認を行い利用定員を設定する時に市町村の協議を 受け、調整を行うことにより、広域的調整を実施。
  - ※これらの協議・調整に係る手続を計画に記載。

#### 論点と検討の視点

〈論点8〉都道府県の広域調整をどのように行うか。

【考え方】市町村計画の調整に際しては、まず市町村間で調整を行うことが原則であり、調整が整わない場合等に都道府県による広域調整が行われることとなるが、都道府県による広域調整が行われるのは具体的にどのような場合か。→【別紙参照】

## 2 教育・保育情報の公表

[以下の事項について記載することを想定]

〇保護者等の円滑な幼児期の学校教育・保育の利用に資する、子ども・子育て支援法の規定による 教育・保育情報の公表に係る体制整備等 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

[以下の事項について記載することを想定]

〇仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに係る取組に関する各都道府県の実情に 応じた施策

# 六 その他

- 〇子ども・子育て支援事業計画の作成は、量の見込み及び確保方策を平成 26 年 9 月中にとりまと め、子ども・子育て支援事業計画を平成 26 年度中に作成。
- 〇子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、アウトプット、アウトカムの 両面から毎年度点検・評価。
- 〇子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、 中間年を目安として、計画を見直し。
- ○東日本大震災による被害が甚大であった自治体における計画作成等の取扱いについて、被災地 子ども・子育て懇談会における議論も踏まえ検討。

### 計画の見直しについて

- 〇子ども・子育て支援事業計画は、毎年度点検・評価。
  - ※「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに行うイメージ。
- 〇計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合は計画を見直し(中間年を目安)。 ※乖離がない場合は計画の見直しは不要。
  - →本制度のPDCAサイクルを確保(地方版子ども・子育て会議等を活用することを想定)

	①【計画段階】 ~Plan~															
			1年目			2年目			3年目			4年目			5年目	
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
<b>②</b> 確保	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設) ②*	300人	200人	80人	300人	200人	<u>150人</u>	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
の内容	地域型保育事業 ②"			20人			<u>30人</u>			<u>50人</u>			50人			50人
	<b>2</b> -1	0	0	▲ 100人	0	0	▲ 20人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# ②【実施段階】 ~Do~ 】

※認定者数が想定を上回ったケース

			<u>コラ/こ)</u> 1年目	
		1号	2号	3号
1	量の見込み	300人	200人	200人
	認定者数	300人	210人	210人
	<b>②'</b>	300人	200人	80人
2	2"			20人
	<b>(2)–(1</b> )	0	<b>A</b>	<b>A</b>
			10人	110人

2年目								
1号	2号	3号						
300人	200人	200人						
300人	220人	220人						
300人	200人	<u>150人</u>						
		<u>30人</u>						
0	<b>A</b>	<b>A</b>						
	20人	40人						

### 4【見直し後の計画】

	3年目			4年目		5年目			
1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
300人	220人	220人	300人	220人	220人	300人	220人	220人	
300人	200人	150人	300人	220人	150人	300人	220人	150人	
		<u>70人</u>			70人				
0	•	0	0	0	0	0	0	0	
	20人								

~Action~



点検・評価(毎年度) →必要に応じて<u>計画の見直し(</u>中間年を目安) ※地方版子ども・子育て会議等を活用